

○ 労働金庫及び労働金庫連合会の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府・厚生労働省令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（法第二条第二項第一号トの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第一号の規定により労働金庫連合会が銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（次項において「信託業務を営む銀行」という。）を労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）とする。</p> <p>2 法第二条第二項第一号トに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、労働金庫連合会が信託業務を営む銀行の銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（同法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要と</p>	<p>（法第二条第二項第一号チの主務省令で定める場合）</p> <p>第二条 法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営を実質的に支配する場合として主務省令で定める場合は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第一号の規定により労働金庫連合会が銀行（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行をいう。）のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営むもの（次項において「信託業務を営む銀行」という。）を労働金庫法第三十二条第五項に規定する子会社（同項の規定により子会社とみなされるものを含む。）とする場合（労働金庫法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）とする。</p> <p>2 法第二条第二項第一号チに規定する当該金融機関等が当該他の金融機関等の経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合は、労働金庫連合会が信託業務を営む銀行の銀行法第二条第九項に規定する主要株主基準値以上の数の議決権を保有する場合（同法第五十二条の九第一項の規定により内閣総理大臣の認可を必要と</p>

する場合に限り、前項の場合を除く。)とする。

する場合に限り、前項の場合を除く。)とする。

様式第一

経営基盤強化に関する計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所

名 称

代表者の氏名

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、
下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。

記

[1. ～8. 略]

第 号

年 月 日

認 定 書

(住 所)

(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第5条各号に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣

(備考)

[1. ～3. 略]

(記載要領)

[1. ・2. 略]

3. 組織再編成の内容及びその実施時期

別表二により、法第2条第2項第1号ハ、へ又はトの該当する組織再編成の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再

様式第一

経営基盤強化に関する計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

(申請者) 住 所

名 称

代表者の氏名

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、
下記の経営基盤強化に関する計画について認定を受けたいので申請します。

記

[1. ～8. 同左]

第 号

年 月 日

認 定 書

(住 所)

(申請者)

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第3条の規定に基づき提出された経営基盤強化に関する計画は、同法第5条各号に適合する経営基盤強化計画として認定する。

主務大臣

(備考)

[1. ～3. 同左]

(記載要領)

[1. ・2. 同左]

3. 組織再編成の内容及びその実施時期

別表二により、法第2条第2項第1号ハ、へ、チの該当する組織再編成の形態に応じ、組織再編成の内容及び実施時期を記載する。申請者が組織再編成

編成の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

[4. ～ 8. 略]

(別表一の一(1)) 収益動向及び計画

[表略]

(記載要領)

労働金庫法施行規則第113条第1項に規定する業務報告書の項目を記載する。

注1 業務粗利益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋経費

注2 コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

注3 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

※ 計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

(別表一の一(2)) [略]

(別表一の二) 収益動向(連結ベース)

[表略]

(記載要領)

労働金庫法施行規則第113条第2項に規定する業務報告書の項目を記載する。

※ 計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

別表二

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
[略]		
法第2条第2項第1号ト		
[略]		

(注) [1. ～ 3. 略]

の当事者の一部である場合には、他の当事者金融機関等の名称等を記載すること。

[4. ～ 8. 同左]

(別表一の一(1)) 収益動向及び計画

[同左]

(記載要領)

労働金庫法施行規則第16条第1項に規定する業務報告書の項目を記載する。

注1 業務粗利益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋経費

注2 コア業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益

注3 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

※ 計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

(別表一の一(2)) [同左]

(別表一の二) 収益動向(連結ベース)

[同左]

(記載要領)

労働金庫法施行規則第16条第2項に規定する業務報告書の項目を記載する。

※ 計画の中で、個別に設定した項目を記載する。

別表二

経営基盤強化計画の内容

組織再編成	内容及び実施時期	組織再編成に係る他の当事者金融機関等の名称等
[同左]		
法第2条第2項第1号ト		
[同左]		

(注) [1. ～ 3. 同左]

[別表三・別表四 略]

[別表三・別表四 同左]

備考 表中の [] の記載は注記である。